

【6】長崎県版検証用返信票データ利用に関して

① 長崎県版検証用返信票データ利用検討委員会設置要領

長崎県版検証用返信票データ利用検討委員会設置要領

(設置及び目的)

第1条 長崎県版検証用返信票(1-4票)データ利用要領「7.(2)」の規定に基づき、長崎県版検証用返信票データ利用検討委員会(以下、「検討委員会」という)を設置する。

2 長崎県メディカルコントロール協議会(以下、「県MC協議会」という。)にて回収した、長崎県版検証用返信票(以下、「返信票」という。)の集計データにかかる利用申請に対する取扱いについて審議することを目的とする。

(審議事項)

第2条 検討委員会は次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 返信票データ利用の可否等
- (2) その他データ利用について必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる機関等を代表する者から選任した委員(以下、「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 独立行政法人国立病院機構長崎医療センター 救命救急センター
- (2) 長崎大学病院救命救急センター
- (3) 長崎市消防局警防課
- (4) 佐世保市消防局警防課
- (5) 県央地域広域市町村圏組合消防本部警防救急課

(委員)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(委員長)

第5条 検討委員会には、委員の互選により委員長を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は委員長が定める。

附則 この要綱は、平成28年2月5日から適用する。

② 長崎県版検証用返信票（１－４票）データ利用要領

長崎県版検証用返信票データ利用検討委員会設置要領

1. 趣旨

長崎県と長崎県メディカルコントロール協議会(以下「県MC協議会」という。)は、平成16年度より、長崎市を除く県内各地域での救急疾患の発生状況を把握し予防医療活動等に活用するため、関係医療機関等の協力を得て、長崎県版救急活動記録票の検証用返信票（１－４票）により、救急搬送傷病者にかかる搬送先医療機関での確定病名や一週間後の転帰について調査を行っているところであるが、今後、蓄積した調査結果の有効利用を図るため、県MC協議会要綱「第7条」に基づき、次のとおり定める。
もって、救急医療体制の整備、医療機関と消防機関のMC体制の連携強化はもとより、地域の医療資源の活用に資するものとする。

2. 基礎データの入力・集計

- (1) 1－4票の入力・集計は長崎県健康事業団が行う。この場合、県は、予算の範囲内において経費の一部を助成する。
- (2) 入力項目は、1－4票の記載内容のうち以下のとおりとする。
 - ア 年齢・性別
 - イ 出場場所（現場の所在地）
 - ウ 医療機関名
 - エ 確定診断名
 - オ 手術の有無
 - カ 1週間後の転帰（入院、退院、転院（転院先を含む）、死亡）

3. データの帰属等

長崎県健康事業団が入力・集計する1－4票にかかるデータは、長崎県MC協議会に帰属する。なお、同協議会は、データの利用等に当たっては県と十分に協議・連携を図るものとする。

4. データの有効利用

入力・集計したデータは、法人等の正当な利益を害するおそれがあるものを除き、以下に記載する項目に該当し、かつ県MC協議会の承認がある場合は、研究発表等のデータとして利用することができる。

- (1) 公益性が高いこと。
- (2) 営利性が全くないこと。
- (3) 県の事業に反映できることが期待できること。

5. 手続き

- (1) 入力・集計データを活用しようとする者は、予め、利用申請書を県MC協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 会長は、事業内容が適当と認められるときは、データの利用を承認することができる。なお、承認するにあたっては、予め、長崎県版検証用返信票データ利用検討委員会に利用申請書の適合性について審査させるものとする。

6. 報告

前項の規定により承認を受けた者が、分析した成果を発表又は公表するときは、会長に報告するものとする。

7. その他

- (1) 事務局は、医療政策課が行う。
- (2) 長崎県版検証用返信票データ利用検討委員会については、別途定める。
- (3) その他必要な事項は、県MC協議会で協議のうえ定める。

8. 細則

細則については、別途定める。

附則

この要領は、平成20年2月8日より適用する。
この要領は、平成21年2月2日一部改正。
この要領は、平成28年2月5日一部改正。

③ 長崎県版検証用返信票（１－４票）データ利用細則

長崎県版検証用返信票（１－４票）データ利用細則

1. 目的

長崎県メディカルコントロール協議会（以下、「県MC協議会」という。）にて回収し、医療政策課にて入力している集計データを利用して、専門家が分析して長崎県の施策に活用する。

2. 方法

医療各分野の専門家や統計の専門家がデータ解析を行い、長崎県の衛生行政や消防行政に反映できる報告を提出して、学会発表や論文を発表する。

3. データ検討目的

長崎県の救急医療分野における疫学データを、長崎県の衛生行政や消防行政に反映する。

4. データ報告

検討データに関する報告書を、県MC協議会会長に提出する。

- (1) 半年に1回は方向性など簡単な中間報告を提出する。
- (2) 謝辞、または引用として、「長崎県版検証用返信票データ」を明記する。
- (3) 論文が発刊されたときには、県MC協議会事務局（以下、「事務局」という。）に1部提出する。

5. 申請手順

申請者は、事務局に、様式1を提出する。

6. 承認手順

- (1) 事務局より長崎県版検証用返信票データ利用検討委員会（以下、「検討委員会」という。）会長へ検討依頼をする。
- (2) 検討委員会により、取り扱いに関して審議を行う。
- (3) 検討委員会会長は、審議結果を事務局へ報告する。
- (4) 事務局は、県MC協議会会長へ報告する。
- (5) 事務局は、県MC協議会会長の承認の後、申請者に結果を通知する（「様式2」）。
※不承認の場合、「様式3」により不承認の旨を通知。
- (6) 事務局は、申請結果を県MC協議会にて事後報告する。

7. データの安全保持

- (1) 事務局より解析用基本データを申請者へ配付する。
- (2) 申請者は、目的外使用の禁止とデータ保持に努める。
- (3) 解析終了時には、解析用基本データを返却する。データを分散した場合は消去する。
- (4) データの利用にあたっては、長崎県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

附則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成28年2月5日から施行する。

様式 1

年 月 日

長崎県メディカルコントロール協議会長 様

申請者 氏 名
所 属
連絡先

印

長崎県版検証用返信票データ利用申請書

下記のとおり解析を行いたいので、データの利用を申請します。

記

1. 目的(解析の目的や方向性)	
2. 利用データの種類・範囲 (調査対象や利用データの期間等)	
3. 解析期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
4. 報告時期	
5. 報告方法	
6. 共同研究者	
7. その他	

様式 2

医政第 号
平成 年 月 日

申 請 者 様

長崎県メディカルコントロール協議会長
(公 印 省 略)

長崎県版検証用返信票データ利用申請書の承認について

平成 年 月 日付けをもって申請のあったこのことについて、長崎県版検証用返信票データ利用検討委員会により承認されましたので、同封の通り、「長崎県版検証用返信票データ」を送付いたします。

なお、データについては、添付の「長崎県版検証用返信票(1-4票)データ利用細則」に沿ってご利用いただきますようお願い申し上げます。

【申請内容】

1. 目的(解析の目的や方向性)	
2. 利用データの種類・範囲 (調査対象や利用データの期間等)	
3. 解析期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 日
4. 報告時期	
5. 報告方法	
6. 共同研究者	
7. その他	

様式3

医政第 号
平成 年 月 日

申 請 者 様

長崎県メディカルコントロール協議会長
(公 印 省 略)

長崎県版検証用返信票データ利用申請書の不承認について

平成 年 月 日付けをもって申請のあったこのことについて、長崎県版検証用返信票データ利用検討委員会による協議の結果、下記により「不承認」となりましたので、通知いたします。

【不承認について】